

平成30年度 公文書開示状況（3月決定分） 生活文化局

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	否応答拒	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
1	H31. 2. 15	H31. 3. 4	(1) 平成27年3月2日付26生消取第825号「特定商取引に関する法律第8条第1項に基づく業務の一部停止命令並びに同条第2項に基づく公表について(〇〇)」 (2) 平成30年12月18日付30生消取第830号「特定商取引に関する法律第8条第1項に基づく業務の一部停止命令及び第7条第1項に基づく指示並びに第8条の2第1項の規定に基づく業務の禁止命令並びに各条第2項に基づく公表について(①●●、②△△、③□□)」	69	1													(7条3号) 本件処分に係る事業者提出資料及びその内容については、事業者の判断・運営情報等が明らかになり、事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため (7条4号) 印影については、偽造等犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると認められるため (7条6号) 行政処分を行うために非公開で行う調査及び検討に関する記述並びに検討内容に関する記述については、公にすると、今後の同種の事案において、調査に支障をきたすおそれがあり、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	生活文化局消費生活部取引指導課
2	H31. 2. 20	H31. 3. 5	・「防潮扉パネルの運搬及び一時保管について(依頼)」 ・防潮扉パネルの一時保管の経緯 ・「防潮扉パネルの運搬及び一時保管について(依頼)」 発出文(写)	3	1														生活文化局文化振興部企画調整課
3	H31. 2. 25	H31. 3. 11	一般財団法人〇〇 平成25年度から平成29年度までの貸借対照表及び正味財産増減計算書	15	1														生活文化局都民生活部管理法人課

平成30年度 公文書開示状況（3月決定分） 生活文化局

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	否応答拒	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
4	H31. 3. 6	H31. 3. 20	平成30年度実務研修「都民対応力向上研修」請書	5	1														(7条4号) 印影については、公にすることにより、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがある情報であるため	生活文化局総務部総務課
5	H31. 1. 21	H31. 3. 22	平成24年4月17日付以降登記完了届出書外29件	812	1						1	1	1				1	(7条2号) 氏名・電話番号・メールアドレス・生年月日・役職名等については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため (7条3号) 法人の財務状況、契約に係る情報等は、法人の内部管理状況であり、公にすることにより、当該法人の事業運営上の地位が損なわれるため (7条4号) 署名及び印影は、公にすることにより、偽造等犯罪防止に支障を及ぼすおそれがあると認められるため (7条6号) 立入検査実施情報等については、都が行う事務に関する情報であり、公にすることにより当該法人のみならず、他の法人に対する都による検査の適正な遂行に支障を及ぼす可能性があるため	生活文化局都民生活部管理法人課	
6	H31. 3. 12	H31. 3. 26	防潮扉に描かれたバンクシーの件について (1) 「防潮扉パネルの一時保管の経緯」に12/26現地確認～港湾局と協議という記載がある。その協議の中身が分かる文書 (2) 「防潮扉パネルの一部保管の経緯」の1/11上記方向性を庁内で確認という記載がある。この上記方向性を確認した日時内容がわかる文書																(1) については、港湾局との協議は口頭で行われ、協議内容についての文書を作成又は取得していないため、不存在 (2) については、庁内での方向性の確認は口頭で行われ、確認内容についての文書を作成又は取得していないため、不存在	生活文化局文化振興部企画調整課
7	H31. 3. 13	H31. 3. 26	特定非営利活動法人〇〇の平成30年度 事業情報書類																請求に係る公文書は、実施機関では作成及び取得しておらず、存在しないため	生活文化局都民生活部管理法人課

平成30年度 公文書開示状況（3月決定分） 生活文化局

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等		
					開示	一部開示	非開示	不存在	否応答拒	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号				
8	H31. 3. 13	H31. 3. 26	特定非営利活動法人〇〇の平成28年度事業報告書類 外7件	32	1																<p>(7条2号) 代表権のある理事以外の理事、監事、社員の氏名、住所又は居所等については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため</p> <p>(7条4号) 印影については、公にすることにより、偽造等の犯罪の予防に支障を及ぼすため</p>	生活文化局都民生活部管理法人課
9	H31. 2. 25	H31. 3. 29	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 42諮問第〇号 諮問文</li> <li>・ 〇〇校設置要綱</li> <li>・ 文部事務次官通達(昭和40年〇月〇日付)(写)</li> <li>・ 昭和43年〇月〇日付43答申第〇号 答申通知</li> <li>・ 〇〇校設置に関する答申書</li> </ul>	18	1																	生活文化局私学部私学行政課
10	H31. 2. 25	H31. 3. 29	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東京都私立学校審議会委員名簿 42. 10. 1現在</li> <li>・ 〇〇校設置認可申請書</li> </ul>	203	1																<p>(7条2号) 教職員の氏名、住所、電話番号、学歴、性別等及び審議会委員の住所及び個人電話番号等については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため</p> <p>(7条3号) 予算書及び財産目録の金額、明細等は、法人の内部管理に属する事項に関する情報であり、公にすることにより当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的地位が損なわれると認められるため</p> <p>(7条4号) 建物内部の詳細な構造については、建造物侵入等の犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にする等、当該学校の安全と秩序の維持に支障を及ぼす恐れがあるため</p>	生活文化局私学部私学行政課
11	H31. 2. 25	H31. 3. 29	〇〇校設置認可にかかる審議会議事録					1													当該公文書は、実施機関では現在保有しておらず、存在しないため	生活文化局私学部私学行政課